

5月10日 復活節第6主日 ヨハネ14章15～21節 イエスはわたしたちに弁護者をつかわす

今日の福音もヨハネの福音から、最後の晩さんでのイエスの説教の一部です。先週の福音のあと「わたしの名によって願うことは何でもかなえてあげよう」というイエスのメッセージがありますが、それに続く箇所です。ここではイエスは弟子たちに聖霊をつかわすという予告をされます。

イエスは聖霊を「弁護者」と呼ばれます。弁護する人といえば弁護士ですね。弁護士は仕事として弁護をする資格を持った人です。わたしたちが訴えられたとき、法律の知識を駆使して対応してください。裁判だけでなく、ご近所トラブルや身近なことでも相談に乗ってもらえます。もちろん費用は掛かりますが。

の弟子たちにとって、イエスが天に帰られてから緊急の課題は「どうやって宣教するか」ということでした。生身のイエスがこの世からおられなくなるならば、イエスに頼ることはできません。イエスがいるときなら問い詰められたとしても「先生、お願いします」とお願いすることができます（時代劇の用心棒みたいですね）。しかしこれからは自分で語らなければなりません。そこで弁護者の登場です。それが聖霊ですね。聖霊は弟子たち、そして教会の宣教を支えます。ただし弁護士は、必要なときには依頼者の代わりに発言し対応してくれるのに対し、聖霊は表には出てきません。あくまでも語るのは本人ですが、聖霊が陰でサポートして、人間の知恵を越えたことばを語るができるということです。さらに、初代教会においては迫害の危機がありました。イエスが裁判で尋問されたように、キリスト者も弁明が求められる機会に、はっきりと信仰を表明するために聖霊が支えてくださいました。

イエスはそのように、弟子たちを放っておくことはしませんでした。それで「みなしごにはしておかない」と言われます。「みなしご」というと私の世代は「みなしごハッチ」や「タイガーマスク」を思い出しますが、イエスの時代には孤児院のような施設もなく、親戚の世話になるか自力で生きるしかありませんでした。イエスは当然そのような子どもたちにも愛のまなざしを注がれたことだと思いますが、不安をあらわにしている弟子たちにも聖霊が守ってくださることを伝えられたのでした。

イエスと弟子たちとの関係は、わたしたちとの関係でもあります。弟子に約束されたことはわたしたちへの約束です。最後に言われているように、イエスと弟子たち、イエスとわたしたちの関係は愛の関係です。「わたしの掟を受け入れ、守る」とは、ヨハネ13章34節で言われている「互いに愛し合いなさい」ということです。「掟」というと規則に縛られるみたいですが、イエスは旧約の律法に代わるものとしてそう言われたのです。

逆に言えば、互いに愛し合う者はイエスの弟子だということですね。先週の「業そのものによって信じなさい」とは、このことかもしれませんね。(柳本神父)